

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）の施行に伴うため。

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊丹市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項中「家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第１項第３号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第７条第５項中「前項」の右に「（第２号に係る部分に限る。）」を加える。

第２４条第２項第２号中「第３４条の２０第１項第４号」を「第３４条の２０第１項第３号」に改める。

第３８条第４号中「場合」の右に「又は保護者の疾病，疲労その他の身体上，精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。